

○公益財団法人 神奈川県福利協会の沿革

- 昭和28年 4月 : 当時民間社会福祉事業従事者は、大分部の職場が小規模であることと、低所得であることから健康保険、厚生年金保険の適用を受けることが困難であったので、従事者の生活安定のため前記保険の包括取扱いを目的とした「民間社会福祉事業従事者福利協会」を設立する。
- 昭和29年 4月 : 退職共済制度を実施する。
(掛金率を標準月額1,000分の40を本人及び施設折半、加入施設53、加入者685人で発足)
- 昭和30年 4月 : 退職金給付を累進加算方式とし、慶弔見舞金及び災害見舞金の給付を行うよう制度を改正する。
生活資金の貸付及び収益事業(損害保険代理業)を実施する。
- 昭和30年 5月 : 法人設立の認可を受ける。
- 昭和30年 6月 : 法人設立の認可を受け6月4日「財団法人神奈川県福利協会」として発足する。
- 昭和35年 4月 : 協会財政貧困のため、負担する共済掛金以外に、県に要望していた加算金補助が認められ、1人月額200円の定額補助が交付される。横浜市社協で退職共済制度を実施することになり、横浜市所管加入者分離する。
- 昭和35年 5月 : 健康保険、厚生年金保険包括加入も、法律改正により施設が強制加入となったため、福利協会加入より直接加入に切替えられた。
- 昭和39年 4月 : 施設職員に被服支給のため、県補助金が交付される。
- 昭和43年 4月 : 福利協会共済制度発足以前(昭和29年4月以前)に、民間社会福祉事業に勤務した期間がある会員に、その期間を通算し加入期間に加えられる通算退職共済制度を実施し、永年勤続者の身分を保障した。
- 昭和44年 2月 : 広報紙「福利かながわ」第1号を発行する。
- 昭和46年 4月 : 小委員会制度を設け、制度改正に着手する。
掛金率を標準給与月額1,000分の20を本人、1,000分の25を施設負担に改める。
- 昭和47年 4月 : 住宅資金貸付制度を設ける。
- 昭和48年 4月 : 小委員会制度を各種委員会制度に改め、運営委員会、貸付運営委員会、受給資格審査委員会、広報委員会、災害見舞委員会を置く。
昭和35年より交付を受けていた退職加算金補助(定額)が、標準給与月額1,000分の15の定率補助となる。
年金制度を発足する。
生活資金貸付事業を開始する。
- 昭和48年 6月 : 年金信託契約を三菱信託銀行と締結し、資金の運用を依頼する。
- 昭和49年 4月 : 福利厚生事業の補助として、松下基金より果実の配分が決定した。
- 昭和51年 4月 : 共済制度検討小委員会を設ける。
- 昭和53年 4月 : 共済制度補助として県から補助を受けている1,000分の15の定率補助金を53年度より3ヶ年で漸減し、廃止することが決定した。

共済制度を見直し、5年計画で完全積立が達成できるような制度を改正する。

改正の要点

1. 退職金給付係数の合理化。
2. 終身年金を有期年金(20年)に改める。
3. 退職加算金制度を廃止し、退職一時金に一本化する。
4. 標準給与月額の上上げ。(上限30万円)

住宅貸付制度を廃止する。

- 昭和54年10月 : 25周年(54. 10. 29)を記念し、「福利協会25年のつどい」を開催する。
- 昭和55年4月 : 療養休業給付金及び健康管理給付金(人間ドック事業)の短期給付制度を設ける。
- 昭和56年4月 : 退職引当準備金の準備率が100%以上となり、財政が安定したため、56年度より県の共済事業補助金が打切りとなる。
- 昭和56年10月 : 厚生年金報酬の改正(55. 10. 1)に伴い、標準給与月額を上限41万円、下限4万5千円に変更する。
- 昭和57年8月 : 年金信託契約を一部改正し、資金の運用機関として住友信託銀行を加え2行とする。(三菱信託銀行80%、住友信託銀行20%)
- 昭和58年12月 : 福利厚生事業の一環として、僅かな掛金(保険料)で大きな保障と安心を得られる団体定期保険事業を開始する。
- 昭和59年6月 : 創立30周年(59. 6. 9)を記念し、「福利協会創立30周年のつどい」を神奈川県立県民ホールで開催する。
記念誌「福利協会30年のあゆみ」を刊行する。
- 昭和59年9月 : 会員のより豊かな安定した生活を実現するため、福祉貯金(社内積立貯金)事業を開始する。
- 昭和60年4月 : 住宅・土地資金貸付制度を再開する。
横浜市社会福祉協議会と加入期間の通算の覚書をかかわす。
- 昭和61年4月 : 事務量増大に伴い課制を導入し共済課、福利厚生課の2課を設置する。
- 昭和61年10月 : 増大する事務処理に対応する退職共済事務管理のため、コンピュータシステムを導入する。
- 昭和62年4月 : 退職一時金・遺族一時金の支給率を改正する。
退会給付金の支給を開始する。
- 昭和63年4月 : 団体積立年金の開始に伴い団体定期保険事業を団体保険事業に改正する。
- 昭和63年10月 : 標準給与月額を上限47万円、下限6万8千円に変更する。
- 平成2年4月 : 共済制度の給付改正(2. 4. 1)に伴い、標準給与月額計算特例条項の変更(基準日、昭和53年3月31日を昭和57年3月31日に引き上げ)と、20年有期年金を終身に変更する。
- 平成2年10月 : 厚生年金報酬の改正(2. 10. 1)に伴い、標準給与月額を上限53万円、下限8万円に変更する。
- 平成4年4月 : 福利厚生事業実施規程の一部改正に伴い、慶弔見舞金の一部を増額改正する。

- 平成5年4月 : 精神薄弱者福祉法の改正に伴い、横浜市所在地にある精神薄弱者施設を、横浜市社会福祉協議会へ年金共済等の身分を移管する。
(移管施設14ヶ所、対象者332名)
- 平成6年4月 : 福利厚生事業実施規程の一部改正に伴い、短期給付金制度のうち、出産休業給付金を廃止する。
育児休暇等休職者に対し、共済掛金の中断制度を実施する。
- 平成6年5月 : 福祉施設の人材確保の一環として設立された社会福祉法人福利厚生センターの業務受託団体として福利厚生センター事業を開始する。
- 平成7年10月 : 厚生年金報酬の改正に伴い、標準給与月額を上限59万円、下限9万2千円に変更する。
- 平成8年4月 : 福利厚生事業実施規程の一部改正に伴い、短期給付金制度のうち傷病休業給付金を廃止する。
横浜市社会福祉協議会と通算該当者の覚書をかかわす。(身分の保有がなくなる)
- 平成8年6月 : 横浜市社会福祉協議会と合同で共済制度検討委員会を発足させる(4回開催)
- 平成9年4月 : 生活資金・住宅土地資金の貸付金利を年5.0%から3.5%に引下げる。
- 平成9年6月 : 年金受給期間を終身給付から20年有期給付に改正する。
- 平成9年8月 : 年金共済制度検討委員会を発足する。(15名)
- 平成10年4月 : 予定利回りを6%から3%とする。
年金受給開始年齢を55歳から60歳に改正する。
退職一時金額を30%の減額支給とする。(ただし平成10年3月31日までの分については保証する。)
福利厚生事業実施規程の一部改正に伴い、短期給付金制度のうち健康管理給付金及び業務上に係る災害見舞金を廃止し、慶弔見舞金の給付額を減額する。
- 平成10年6月 : 資産運用委員会を設置する。(9名)
事業運営協議会を設置する。(15名)
- 平成11年5月 : 資金の運用機関に野村アセットマネジメント投信を参入させる。
- 平成12年3月 : 福祉貯金事業を廃止する。
- 平成12年4月 : 加入資格を非常勤職員に拡大
- 平成13年3月 : 事業運営協議会を終息する。
- 平成13年4月 : 評議員会を設置する。評議員定数18名とする。
(経営者代表3名、施設長代表9名、従事者代表6名)
- 平成13年9月 : 野村アセットマネジメント投信の資金の運用額を30億に増額する。
- 平成14年4月 : 年金共済制度検討委員会を設置
(役員8名、評議員6名、また15年6月から年金コンサルタントを補充追加)
事務局組織を改正し、共済課、福利厚生課の課制を廃止する。
- 平成15年4月 : 年金共済制度検討委員会より中間報告(答申)が理事会で承認された改正点
- ・ 予定利回り及び年金換算率を3%から2%に引き下げ。
 - ・ 掛金の引上げ、給付の引下げ等については、引き続き検討。

- 平成16年4月 : 生活資金の貸付限度額を50万円から100万円に改正する。
- 平成16年10月 : 年金共済制度検討委員会での検討結果をまとめた答申が承認された。
- 改正点
- ・退職一時金・遺族一時金の支給率を改正する。
 - ・基準日（平成16年9月30日）における過去分を既得権として、経過措置を設ける。
- 団体定期保険事業において団体定期保険は加入率低下のため団体扱がとれず廃止となり、医療保障保険のみの事業となる。
- 平成17年4月 : 福利厚生事業実施規程を一部改正に伴い、短期給付金制度のうち出産祝金、傷病見舞金を廃止する。
- 保養所利用助成事業を廃止する。
- 平成17年5月 : 財団法人神奈川県福利協会個人情報保護管理規程を制定
- 平成18年2月 : 三菱UFJ信託銀行の報酬を新体系とする。
- 平成18年11月 : 団体保険事業の団体定期保険医療保険を終了する。
- 平成19年4月 : 日興コーディアル証券を参入させる、資産運用コンサルティング業務をマーサーに委託する。
- 平成19年5月 : 資産運用の基本方針を策定する。
- 平成20年3月 : 公益法人会計基準が全面改正されたことに伴い、平成19年度決算から新会計基準を適用する。
- 平成20年4月 : JPモルガン、UBS証券会社、三井住友アセットマネジメントを参入させる。
- 平成21年3月 : 金融商品取引法改正に伴い、資産運用の基本方針を全員参加型に改正する。
- 平成21年4月 : 改正した資産運用の基本方針により、運用することについて同意書の提出を求める。
- 平成21年12月 : 役員立候補制度導入
- 平成22年4月 : 改正保険業法に対応するため、年金共済規程を全面的に改正し、確認書の提出を求める。
- 平成22年7月 : 新公益法人移行検討チームを設置
- 平成22年12月 : 共済制度の意義等について全施設長等にアンケートを実施
- 平成23年12月 : 公益法人移行認定申請
- 平成24年3月 : 公益財団法人認定（平成24年3月21日）
- 平成24年4月 : 公益財団法人へ移行
- 平成24年6月 : 資産運用の方向性と当面の資産運用について（元本回復の目標の設定、協会運営年間所要額の確保）
- 平成24年10月 : 研修事業について、収益事業の剰余金を財源に公益事業として開始する。
- 平成24年7月 : 平成24年度資産運用の進め方、23年度の運用状況報告を共済加盟法人へ通知
- 平成25年3月 : 運用の基本方針の改定について、共済契約者へ意向確認を行う。
- 平成25年7月 : 運用の基本方針の改定施行（運用コスト削減など信託運用から自家運用に切り替え）
- 平成26年10月 : 昭和61年に導入した退職共済システムについて、年々増加する事務量に対し

て、手入力による加除修正作業からOCR（自動読込装置）方式に変更。併せて届出書類を複写様式からサイトよりダウンロード化。三菱UFJ信託銀行への事務（加入者管理・給付等）委託を終了。

- 平成27年7月： 共済制度の再点検、制度の見直しを検討、専門機関から提言を受ける。
提言：退職年金（方式）を廃止して、一時金のみとする
年齢による加入資格喪失時期を設け、加入期間の長期化を抑制する。
- 平成27年12月： 「福利協会創立60年を迎えて この10年を振り返る」を刊行する。
- 平成28年7月： 退職共済制度の改正に向けて共済契約者に対し、意見募集を実施。
- 平成28年12月： 退職共済制度の改正（退職年金（方式）の給付廃止、掛金停止年齢の設定）について、臨時理事会で承認、評議員会で了承される。
- 平成29年4月： 退職共済年金方式の給付の廃止、長期加入者の抑制のための掛金停止年齢の設定を開始。掛金停止年齢の設定（満65歳）経過措置として65歳に達した場合で、加入期間が10年未満の現加入者は掛金停止を保留する。
- 平成30年3月： 退職年金（方式）の給付廃止に伴い受給者へ退職一時金清算。
- 令和3年1月： 神奈川県社会福祉会館閉館に伴い、関内の民間ビルに事務所を移転する。